

入学検定料の返金について

1 入学検定料の返金について

高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部の入学試験において、一度納入された入学検定料は原則として返還できません。

ただし、以下の①～④のケースに該当する場合は、「入学検定料等返金申請書」を提出することにより、返金にかかる手数料を差し引いた金額を返還いたします。

返金理由	状況
① 書類未提出	入学検定料を納入したが、出願書類を提出しなかった
② 書類不受理(不備等)	入学検定料を納入し、出願書類を提出したが受理されなかった (例)出願に必要な書類の未提出や不備等
③ 書類不受理(期間外)	入学検定料を納入し出願書類を提出したが出願期間外だったため受理されなかった
④ 誤入金	入学検定料を誤った金額で納入してしまった

2 入学検定料の返金請求方法について

本学指定の『入学検定料等返金申請書』をA4サイズの用紙で出力し、必要事項を漏れなく記入し、下記の送付先へ簡易書留扱いで送付してください。封筒の色やサイズに指定はありません。『入学検定料等返金申請書』の様式は、本学公式サイト「入学試験」にある各入試区分の入試情報ページ(入学検定料部分)からダウンロード可能です。

『入学検定料等返金申請書』の送付先

〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町741
高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 広報・入試課宛

『入学検定料等返金申請書』の提出期限

2026年3月31日(火)必着 ※提出期限を過ぎた場合は受付できません。

入学試験結果の開示について

入学試験の成績について、受験者本人の請求に基づき受験者本人に限り開示します。開示請求の期間や手続きについては下記の通りです。

開示請求申請期間

開示請求申請ができる期間は、開示を希望する年度入試の全日程が終了した直後の4月10日から5月末日までとします。
受付時間は、平日の8:30～17:00までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日は受付を行いません。

開示請求申請方法

開示請求申請を行うことができる場所は、大学事務局窓口とします。ただし、遠方などの理由で、来学が困難な場合は、郵送による申請を受け付けることができます。開示請求申請期間において行う申請手続きの具体的な内容については、大学公式サイトにて申請期間開始日に公表します。